

第4章 日本の法曹有資格者がラオスで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

第4章は、第3章にて検討した法的問題及び対応の在り方を前提に、日本の法曹有資格者がラオスで提供しうる法的支援を検討し、かかる検討に基づき試行方策を実施する。

法的支援の提供にあたっては、まずその障害を検討すべきであることから、第1に、ラオスにおける外国弁護士規制について調査、検討する。具体的には、ラオス弁護士法及びその運用調査に基づき、非弁行為の規制や外国法弁護士に対する取扱いを調査し、日本法弁護士の活動可能性を検討する。第2に、外国弁護士規制以外の障害として、ラオス法令の特質に基づく障害、ラオス法令へのアクセス障害及び日本からラオスへの物理的なアクセス障害について述べ、第3に、日本法弁護士の活動環境としての現況を述べる。

以上を踏まえて、第4において、日本法弁護士がラオスにおいて提供し得る法的支援について、ニーズのボリュームを踏まえつつ、その実施可能性を検討する。本調査報告では、①ラオス法令の翻訳の提供、②ビジネス法令を対象とする法整備支援、③ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供、④現地に滞在する日本法弁護士のリーガルサービス提供の4つに分けて検討することとした。

最後に、これらの検討を踏まえて、第5において、2つの試行方策の実施を企画した意図及びその内容を説明する。本調査報告では、①日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー、②大使館協力による在留邦人向け意見聴取・法律相談を企画している。第6及び第7において、それぞれの試行方策を実施した際の実際の状況、結果、これを踏まえての提言を述べる。

第1章 ラオスにおける外国弁護士規制

1 非弁行為に関する規制

日本の弁護士法においては、弁護士資格を有していない者が報酬を得る目的で法律事務を行うこと（いわゆる非弁行為）は原則として禁止されている（第72条）が、ラオス弁護士法（2022年22号／国民議会）においては、非弁行為を直接的に禁止する規定が存在しない。その結果、弁護士以外のラオス人が、コンサルタントと称して、契約書や行政文書の作成を代行したり、行政手続を仲介したり、法律相談に応じたり、といった業務を行っている実態がある（弁護士資格を有しない外国人も可能であり、かつてはラオス語と言語的に近いタイ人がコンサルタントを行っている実態もあったようである）（別冊1第7-1、別冊1第4-2参照）。また、司法省による弁護士業務に関する監督は機能しておらず、法律事務所との名称があっても、弁護士はすでに退職するなどしており、非弁護士が法律事務所を営んでいるようなケースもあるようである（別冊1第7-1）。

もっとも、ラオス弁護士会からの聴取によれば、ラオス法弁護士の中には上記非弁活動の実態を問題視している者もいるようである（別冊1第7-1）。これらの者は、日本の弁護士法のような直接的な規定はないものの、ラオス法に関する法的助言はラオス法弁護士のみ可能であるという認識を持っている。この点、ラオス弁護士法の解釈として確立したものがあるわけではないようであるが（別冊1第7-1参照）、例えば、以下に記載する弁護士法第2条や第20条、後述する外国法弁護士に関する第18条から、ラオス法の法的サービスの提供は、ラオス法弁護士以外が行うことは禁止されているという解釈も可能であると思われる。

第2条 弁護士

弁護士とは、法務省の許可を受け、個人や法人に法的サービスを提供する弁護士の専門的活動を行う個人を指す。依頼者の権利と正当な利益を保護する一方、法律で定められた当事者の正義を確保する観点から、組織や社会に法的サービスを提供する。

第20条（新設） 法的サービス

法的サービスとは、法的助言を提供し、裁判手続における法的代理人となる弁護士の活動をいう。

第22条 法的助言

法的助言とは、口頭又は書面で依頼者に法的見解、助言、説明を行うこと、又は契約書、遺言書、その他の文書の作成に際して提供される支援をいう。

2 外国人がラオス法弁護士になるための要件

弁護士法は、外国人がラオス法弁護士（以下、本項目の記載において、条文に合わせて、単に「弁護士」という）になるための実体的要件を規定している。日本の法曹有資格者が、後述する外国法弁護士ではなく、「弁護士」となることができれば、外国法弁護士に対する制限を考慮することなく、無制限に活動できることとなる。

外国人において弁護士となろうとする者は、ラオス人が弁護士になる要件である10の要件のうち、25歳以上、司法試験合格などの以下の9つの要件を満たしたうえで（ラオス弁護士法第9条）、ラオス語が堪能であるなどの2つの要件を追加で満たさなければならない（同法第10条）。さらに、司法試験合格後は、司法修習を受け、それが修了した後も、いわゆる見習い弁護士として原則6か月の実習を経なければならない。その後、弁護士会によって実習の修了が認定され、司法大臣により任命されることによって、ようやく弁護士となることができる。

第9条（改正）

弁護士の基準

弁護士となる者は、以下の基準を完全に満たさなければならない。

1. ラオス人であること；
2. 25歳以上；
3. 純粋な美德、道徳、倫理、公正さ、国民や国家に対する誠実さを備えていること；
4. 法学の高等教育以上；
5. 司法研修又は弁護士研修を受けている；
6. 弁護士実習修了；
7. 司法試験に合格；
8. 公共部門を解雇されたことがない、又は故意の犯罪で自由剥奪の有罪判決を受けたことがない；
9. 公務員、軍人、警察官の勤務でない；
10. 健康であること

第10条 外国人、外国籍、無国籍者のための弁護士になるための要件

外国人、外国籍者及び無国籍者が弁護士資格の取得を希望する場合、本法第9条第2号から第10号までに規定する全ての基準に加えて、以下の追加基準を満たさなければならない：

1. ラオスで就労許可証を取得していること、又はラオスに永住していること。
2. ラオス語が堪能で、ラオスの文化に関する知識があり、ラオス法に関する高等教育を受けていること。

以上のとおり、外国人がラオスにおける弁護士となるためには多くの障害がある。特に、ラオス語に精通し、ラオス法に関する高等教育を受講しなければならない点で通常の日本の法曹資格者がこれを実現するのは難しい。調査実施時（2023年11月時点）において、ラオス法弁護士の資格を持つ外国人は、韓国人、オーストラリア人及び中国人各1名の計3名のみである（別冊1第7-1）。なお、2022年改正前の2016年弁護士法（2016年06号/国民議会）は、ラオス法の高等教育との要件より更に厳しい「ラオス法学士」の資格を要求していたが、改正法により若干要件が緩和されている。この点は、司法研修所の入学要件がラオス法の高等教育のみであり、ラオス法学士を要求していなかったにもかかわらず、ラオス法弁護士の要件が法学士を要求していることで、司法研修所を出ても弁護士になれない場合が生ずる問題があったことを解消したものである⁹³。

3 外国法弁護士に関する規定

上記2の規定に加えて、2022年改正弁護士法は、外国法弁護士に対する規定を2か条置いている。

第18条 外国法弁護士

外国法弁護士とは、有効な許可を得て、権限のある当局から弁護士業務活動を行うことを認められた弁護士である。

ラオスの法律事務所に勤務する外国法弁護士は、外国法及び国際法に関する法的助言を提供する資格を有するため、司法省の許可を受け、弁護士会に登録しなければならない。ただし、ラオス法に関する法的助言を提供し、ラオス人民裁判所の法定代理人となる資格はない。

⁹³ 入江「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」前掲注5(22頁以下)

第 19 条 外国法弁護士の特権及び義務

弁護士会の会員である外国法弁護士は、本法第 36 条の特権及び義務を有する。ただし、同条 2 号及び 4 号を除く⁹⁴。

以上のとおり、外国法弁護士の登録は、ラオス法弁護士の資格を得るのと異なり、実体的・手続的な要件に関する規律がなく、司法省の許可が得られれば足りる。調査実施時（2023 年 11 月時点）において、外国法弁護士は計 10 名である（別冊 1 第 7-1）。外国法弁護士は、法文上、ラオス法に関する法的サービス提供や訴訟業務を行うことができないが⁹⁵、司法省の監督が機能しておらず、実際にはラオス法のアドバイスをしている外国法弁護士がいるようである（別冊 1 第 7-1）。法文からすれば、「ラオスの法律事務所に勤務」していない日本法弁護士は、外国法弁護士の許可と登録は不要であって、非弁行為の規制のないラオスの下では、ラオス法の助言を行うことができるようにも思われる。この点、外国法弁護士に関する規定について司法省の公式な解釈はなく、ラオス法弁護士の中には、ラオス法弁護士以外の者がラオス国内でも国外でもラオス法に関する法律相談（法的助言）をして報酬を得ることはできないと考えている者も複数いるが（前述 1 非弁活動に関する記載を参照）、それらの者も、ラオス法を通じた経験の共有であったり、ラオス法の分析、解説であったりは、「法的助言」（前記第 22 条）ではないので問題ないと考えているようである（別冊 1 第 7-1）。

4 外国法弁護士事務所に対する規制

外国法弁護士としての活動に関する規律は、上記 2 のとおりであるが、ラオス国内における外国法弁護士事務所（外国法律事務所）の設置に関する規律については、以下の 2 か条が置かれている。

第 63 条 外国法律事務所

ラオスに登録された外国法律事務所は、外国法及び国際法に関する法的助言を提供する権利を有する。

⁹⁴ 第 36 条は、弁護士会会員の権利及び義務を規定し、弁護士総会の出席や弁護士会理事会での質疑について規定している。同条第 2 号は、経営委員会又は監査委員会の委員を選任し及び選任されること、同条第 4 号は、弁護士総会に上程された議案の採決を行うこと、と規定している。

⁹⁵ なお、ラオス弁護士会内部規則（2017 年）にも外国法弁護士について定義した規定があり（第 4 条）、ほぼ同様の内容を定めているが、2022 年改正法の成立を受けて、近く改正される予定とのことである（別冊 1 第 7-1）。

ラオス弁護士をビジネスパートナーとし又は（ラオス弁護士の）事務所を拠点とする外国法律事務所は、ラオス法に関する法的助言を提供する権利を有し、ラオスの弁護士のみがラオスの裁判所で法定代理人となることができる。

第 64 条 外国法律事務所の支店の設立

外国法律事務所は、本法、企業法及びその他の関連法に定めるとおり、ラオス国内に支店を設立する権利を有する。

以上のほか、外国法律事務所の設立、ライセンス取得の要件、必要書類、事業活動、ライセンスの取消等について、個別の規定は存在しないが、法律事務所に関する規定（弁護士法 56 条－62 条）が適用されるものと思われる。

5 まとめ（日本法弁護士の活動可能性）

以上のとおり、日本法の資格を有する弁護士は、ラオスにおいて法的サービスを提供する場合、外国法弁護士として有効に活動し得る許可を得ることで、外国法及び国際法に関する業務（すなわち、ラオス法に関する助言及びラオスにおける訴訟業務以外の業務）を実施することができ、また、外国法律事務所の支店を設立することができる。日本法弁護士が、ラオスにおいて（又はオンラインなども含めて）ラオス法のリーガルサービスを提供する場合、弁護士法上の明確な規定はなく、ラオス法弁護士ではないコンサルタントがラオス法に関する業務を行う例も散見されるものの、その解釈を厳格にし、ラオスの法律事務所又はラオス法弁護士の協力を得て対応すべきである。

第2 法的支援に際しての障害

1 ラオス法実務の特質に基づく障害

ラオス法は、社会的実在を必ずしも考慮することなく、あるべき社会や理想としての実務を描いて起草される傾向がある（第1章第1参照）。そのため、実務は、必ずしも法文のとおりに行われることを想定していない。また、政府機関における法実施能力も乏しい。政府職員の中には、可能な限り法文のとおりの実務を行うよう努める者もいれば、都合の悪い箇所には法文に目を向けない者、法文を気にしない者、手数料を要求するという形で悪用する者、更には法律の存在自体を知らない者もいるというレベルであり（別冊1第2-3(2)参照、別冊2第1など）、法律による予測可能性機能は果たされておらず、実務の混乱の原因となっている。

また、裁判所の裁判例は確立、公開されておらず、裁判官の判決を起案する能力はいまだ乏しい現状であり（第1章第2）、裁判所を中心に法実務が確立されていく見通しは立っていない。

以上のようなラオスにおける予測可能性の乏しい法実務は、外国企業にとって、特に、法令遵守に対して厳格な日本本社の下、現地法人として設立された日本企業にとって、ビジネスにおける大きな障害となっている。加えて、法令に基づく実務的なアドバイスが困難である状況から、リーガルマーケットは、元来大きくはないラオスのマーケット全体の規模にかんがみても、更に小さいと言われている（別紙1第7-5参照）⁹⁶。弁護士による実務的なアドバイスは、企業登録や投資許可といった実務がある程度確立している局面であれば、所管官庁に問い合わせるなどして相応に明確な提案ができるものの、実務が確立していないものについては所管官庁に問い合わせても回答はなく、官庁の担当官と議論したり、担当官を説得したりして進めていかざるを得ず、時間と費用がかかることである。

以上のようなラオス法実務における現状は、日本法弁護士がラオスにおいてリーガルサービスを提供するに大きな障害と言わざるを得ない。

⁹⁶ 調査実施者は、ラオスで業務を行う外国弁護士のほか、法実務においてラオスと（程度の差こそあると思われるが）似たような状況にあるベトナム法弁護士からも同様の話を聞いた。ベトナムのマーケット規模に比して、ベトナムのリーガルマーケットは決して大きくないことであった（2024年1月聴取）。

2 ラオス法令へのアクセスの障害

ラオスにおける法令のアクセスは、国民議会のウェブサイト⁹⁷又は司法省の電子官報（オフィシャルガゼット）⁹⁸により可能となっている。前者については、国民議会の審議を前提とした法律が中心であり、効力が生じている法律のリストが存在する。一方、後者については、法律のみならず下位法令についてもカバーしているが、全ての下位法令が漏れなく掲載されているかというところではない。後者は、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の支援により整備され、現在ではLao Lawというスマートフォンのアプリもでき、ラオス語を解するラオス人は容易に法令にアクセスできるようになっている。また、商工省が管理するLao Trade Portalというサイトと⁹⁹、Lao Service Portalというサイトに法令が掲載されている¹⁰⁰。もっとも、ビジネス上重要な法令ではあるものの、大臣決定のレベルのものであるとウェブ上に掲載されない場合が多く、担当省庁の個別のホームページにアップされている場合のほか、担当省庁が文書でしか管理しておらずそのコピーを入手する必要がある場合もあるようである。日本人商工会議所からの聴取によれば（別冊1第2-3（2））、法律レベルで9.5割程度アクセスできるが、法律以下の下位法令ではアクセスできるものは、3割に満たない印象とのことである。

また、以上のウェブサイトでは一部の法令については英訳が掲載されているものの、法令制定のスピードに英訳が追いついていない。UNDPなどの国際機関や各国大使館が個別に英訳を作成して、場合により公開することもあるが、取組みは一定していない。本調査実施日現在、翻訳ソフト（Google翻訳やDeep Lなど）を使用してラオス語を翻訳しようとした場合、翻訳の精度が極めて低いか、ソフトがラオス語を対象言語としてカバーしていないかの場合が殆どである。よって、現在も、外国人が現地でビジネスをし、生活をするために必要な法令を検索したい場合、法令の英訳情報が重要となっており、海外ドナーの法律支援があるのであれば英訳プロジェクトを行うことが最も有用ではないかとの意見もある（別冊1第4-4、第3-1のほか多数）。

加えて、ラオスにおいては、下位法令の効力が存続しているか否かが非常にわかりにくい。上記の法令検索サイトには効力が消滅したはずである旧法や旧法下の下位法令がそのまま掲載されていることが多い。法を体系的にみれば、法律が改正される場合、改正前の法律に関して制定された下位法令は、旧法の効力を失うとともに消滅する。しかし、改正法下で新たな下位法令を制定するのに時間を要するためであろうが、新法成立以降も、旧法下の下位法令の効力が存続している、と説明されることがある。例えば、商工省企業登

⁹⁷ ラオス国民議会ウェブサイト<<https://na.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

⁹⁸ 司法省電子官報<<https://laofficialgazette.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

⁹⁹ Lao Trade Portal <<https://www.laotradeportal.gov.la/lo-la/site/index>>（最終閲覧2024年2月28日）。

¹⁰⁰ Lao Service Portal<<http://www.lsp.moic.gov.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

録局は、2022年改正企業法によっても、旧企業法下の「企業登録に関する決定」の効力が存続している、という（第2章第2参照）。

なお、JICA法整備支援プロジェクトは、JICAホームページに「ラオス六法」を掲載し、JETROやその他のJICAプロジェクト等から日本語訳の提供を受けて、一部の法律の日本語訳を掲載している¹⁰¹。プロジェクトによる支援対象である民法典や刑法典などの基本法令が中心であり、ビジネス関係法令の掲載は多くはないが、一部の日本人、日本企業から活用しているとの声が聴かれた（別冊1第3-7など）。

3 日本からラオスへの物理的なアクセス障害

従前より、日本からのラオスへの投資又はラオスへの人の移動が伸び悩む一つの原因として、日本各都市から首都ビエンチャンその他の市への直行便がないことが挙げられてきた。日本（東京、大阪など）から、バンコク経由やハノイ経由などで、首都ビエンチャンに到着するのに12時間以上かかる。これまで、ビエンチャンと東京や大阪との間だけでなく、ビエンチャンと熊本又は長崎との間を飛行する計画があるといった話も聞かれたが、本調査実施時点において、直行便は実現していない。

この日本からラオスへのアクセスの悪さも、他のビジネス同様、日本法弁護士による法的支援の難しさを助長している。

¹⁰¹ JICA ラオス六法・前掲注12参照。

第3 日本の法曹有資格者の活動環境

以上第1及び第2で検討したラオスでの法的支援に対する障害を反映し、ラオスにおける日本の法曹有資格者の活動は、低調である。

本調査実施時点において、ラオスに常駐する日本法弁護士は、JICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として滞在する者を除き、存在しない。ラオスに事業を展開している日系法律事務所は、3事務所である（そのうち2事務所がラオス日本人商工会議所に会員登録している。）。一つ目の事務所は、2023年9月に本調査実施に際して会員登録をした調査実施者所属の法律事務所である。二つ目の事務所は、日本に滞在する日本法弁護士がラオス現地法律事務所に資本提供し、同事務所の代表としての立場に就任しているとのことである¹⁰²。三つ目の事務所は、日系法律事務所としてラオスの法律事務所と提携してラオスに進出している事務所であり、本調査において聴取を実施している（別冊1第2-2）。

公的機関等を通じた法的支援については、本調査実施時現在、ラオス日本人商工会議所主催により、商工会議所会員日本企業向けに、日系法律事務所（日本法弁護士は関与していない）による法律セミナーが年2回ほど実施されており（別冊1第2-3（2））、また、JETRO出版物である「ラオス投資ガイドブック」に同様の日系法律事務所による法情報が提供されている。大使館、日本人商工会議所、JETRO、JICA、日本人会その他の日本の公的機関において、日本企業又は在留邦人に対する個別の法律相談は実施されていない。

なお、日系法律事務所以外の外国法律事務所として、DFDL, VDB Loi, Rajah & Tann, ZICO Lawなどがラオスに進出しており、外国法弁護士とラオス法弁護士が所属してリーガルサービスを提供している。日本企業の中には、これらの外国法律事務所と顧問契約を締結している企業もある（別冊1第3-1、第3-2など）。外国法弁護士からの聴取の中でも、ラオスにおけるリーガルサービス提供の難しさが語られている（別冊1第7-4、第7-5）。

¹⁰² 現地法律事務所勤務するラオス人スタッフからの聴取（2023年7月）。

第4 ニーズのボリュームを踏まえた法的支援の在り方の検討

以上の検討を踏まえて、日本の法曹有資格者がラオスにおいて提供し得る法的支援について、ニーズのボリュームを踏まえつつ、支援の妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、更にアンケート、インタビュー及びその分析結果（別冊1及び別冊2）、調査者自身の経験等を考慮して、その実施可能性を検討する。以下の可能性のある4つの法的支援において、順に検討する。

- ① ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供
- ② ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施
- ③ ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供
- ④ 日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供

1 ラオス法令の日本語訳の提供の強化又は英訳の提供

検討のとおり、政府の電子官報等においてアップロードされる法令の英訳は（質はさておき量そのものが）不十分である。ラオス政府職員は、徐々に英語を理解する者が増えてきているようであるが、適切な文法で法律文書を英訳できる人材は限られており、官報等にアップロードされる英訳も、USAID、UNDP、世界銀行、GIZなどの国際機関や各国大使館といったドナーが実施しているものと思われる。

また、JICA法整備支援プロジェクトが管理するラオス六法は、法整備支援プロジェクトの対象法令である民事法、刑事法が中心であり、本調査の対象法令を含むビジネス関連法令に係るアップデートは頻繁にされているわけではない。

ラオスにおいてビジネスを行う日本企業にとってビジネス関連法令の英訳又は日本語訳のニーズは、翻訳された法令の公開が限定されている現在において、かなり根強い（第3章第1の3(1)、第4章第2(2)参照）。当然ながら、在ラオスの日本企業が170社程度であることにかんがみ、日本企業に限らなければ、英訳のニーズの方が遥かに高い。JICAを含む援助機関との調整の下、翻訳がなされれば活用される可能性が高く、支援の妥当性やインパクトは認められると思われる。現地での支援活動と異なり、現地活動費はかからず、翻訳費用のみで実施し得ることから、効率性も高い。他方、ラオスの法律は立法計画に基づき5年から10年を目途として改正されることが通例となっており、下位法令もそのサイクルで改正されるので、そのたびに翻訳をする必要があるとの点で、支援の持続性は高くないと言えるかもしれない。

したがって、日本政府が、ODA の枠組みを使うなどして日本の法曹有資格者の協力を得ながら法令の翻訳を提供することは検討の余地がある可能性がある。他方、日本の法曹有資格者が独自に行い得る法的支援ではない。

2 ビジネス法令を対象とする法整備支援の実施

ラオスにおける ODA による法整備支援（法令の起草のみならず、法令の運用改善や実務機関の強化等も含む）は、JICA、日本の法務省等が実施主体となり、本調査実施時点において、民事法、刑事法等の基本法令の研究、運用改善と法律人材の育成を中心に、ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等に対して実施されており、支援開始から 25 年となる。他方、ラオス以外の国では、JICA が、日本の公正取引委員会や特許庁などと連携し、また日本の各省庁が独自に、競争法や知財法等のビジネス法令の調査を実施し、知見・経験の提供を実施している例もあることから、ビジネス法令に関する法整備支援の実施そのものは不可能ではない。本調査は、ラオス各政府機関から支援ニーズを仔細に聴取したものではないが、各機関へインタビューした限りにおいて（別冊 1 第 6）、日本からの知見提供を求める声は多かった。ビジネス法令に対する法整備支援を通じて、日本企業に対して提供できる最新法令等の情報は相当増えるうえ、日本人商工会議所が官民合同対話等を通じてラオス政府に対して要望している実務上の課題が、支援過程の中で明確になり、改善される可能性もある。これらを通じて、ラオス投資への法的な側面での障害が解消されれば、支援の有効性、インパクトは大きいのではないかと。

したがって、上記 1 と同様に、日本政府が、ODA の枠組みを使ってビジネス法令に関する何らかの知見の提供を検討する余地があるが、日本の法曹有資格者が独自に行い得る法的支援ではない。

3 ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供

本調査実施時現在、日本人商工会議所においては年 2 回ほど法律セミナーが実施されているようであり（別冊 1 第 2-3 (2)）、ラオスで事業を行う日系法律事務所の一つは、ラオス法令改正等のニューズレターを発行し、また JETRO 出版物である「ラオス投資ガイドブック」にも法情報を提供している。日本企業からは、前述のとおり、ラオス法の英訳の不足などの情報取得に対する制限が依然根強いことから明らかとなっており、ラオス法令

の成立、改正等に関するアップデートに関する日本法弁護士に対する更なる期待が聞かれた（別冊1第3-1など）。

前述のとおり、法律の改正が5年から10年おきになされ、下位法令の情報把握が困難である状況にかんがみると、法令の英訳又は日本語訳の提供とまではいかなくとも、法令の重要な部分について日本法弁護士が情報提供するニーズは日本企業においてかなり高いと思われ、支援の妥当性やインパクトが認められる。セミナーやニュースレターのような方法であれば多額の費用もかからず、日本法弁護士が実施することも比較的容易であるため、支援の効率性もあると考えられる。また、外務省において、在外公館に日本法弁護士を駐在させ、セミナー、コンサルティング、法令調査等を実施するプロジェクトが存在するところ¹⁰³、現時点ではラオスは、プロジェクト対象国に含まれていない。前述の外国弁護士規制に検討のとおり、コンサルティング（ラオス法の法律相談）においてはラオス法弁護士と協働をしていないことで規制に抵触する可能性を否定できないものの、セミナーや法令調査であれば日本法弁護士を活用してこれを実施することができることから、同プロジェクトの一環として情報提供が実施されることもまた効果的であると思われる。

4 日本法弁護士が現地に駐在してのリーガルサービスの提供

まず、現地日本企業に関して、日本弁護士や日系法律事務所に対する更なるニーズは、一定程度あるようである。現在、ラオス現地にて現に事業を行う企業は176社（第3章第1）であり、周辺国から見ても僅少である一方、日系法律事務所としてラオスの法律事務所と提携して進出している事務所があるのみで、外国法律事務所として現地に進出している日系法律事務所は存在せず、ラオスに滞在してリーガルサービスを提供する日本法弁護士はいない。現地日本企業の中には、法務面でのサービスを必要としたことがない、日本の法律事務所や弁護士でなくても英語で意思疎通できるから問題ないなどといった声があった一方（別冊1第3-1など）、少なからず日本人、日本法弁護士からのサービスを望む声も存在した（別冊1第3-2、第3-3など）。クライアントと同じ日本語を話し、ラオスの社会的背景を共有したうえで、的確な事案分析力と法的思考力を備えた日本法弁護士がいることが有用となる。日本人商工会議所、JETRO、JICAなどの公的機関は、概ね、日系法律事務所によるリーガルサービスの選択肢が広がることを望ましいと考えている（別冊1第2-2、第5）。また、日本人商工会議所における法的な障害に関する声を取りまとめで、日本法弁護士が代表してラオス政府の代表者と意見交換を行うような仕組みがあると

¹⁰³ 外務省ウェブサイト「在外公館において日本企業支援を行う弁護士・法律事務所の募集」（令和6年）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00256.html>（最終閲覧2024年2月28日）。

良いのではないかとの声もあった（別冊1第3-8）。よって、日本企業との関係でラオス社会に精通した日本法弁護士がリーガルサービスを提供することは、現状、支援の妥当性やインパクトは認められるように思われる。

他方、在留邦人に対するリーガルサービスの提供は、現時点においてはニーズの多寡が定かではない。現在、ラオス在留邦人は755名程度であり（第3章第2）、その多くが数年間のみ滞在する駐在員であること、法律事務所側の事情からすると、費用に見合った報酬を得られない相談が多いことから受任が難しい場合が多いこと（別冊1第2-2）、在留邦人側の事情からすると、これまで法律事務所に相談するよりも公的手続などに精通している日本人やラオス人に聞いて問題を解決することが多かったことが原因であるようである（別冊1第4-2など）。他方で、在留邦人の中にはラオスで紛争に巻き込まれている人もいるはずだし、日本における手続など日本法についてラオスで知りたい場合もあるはずであるから、ニーズはあるであろうとの声もあった（別冊1第4-3など）。また、大使館においても、一時渡航者も含む日本人が法的か否かに関わらずトラブルに巻き込まれた場合に領事の下に相談が来ることがあるが、所掌業務の範囲外のため対応が取れないとのことであった（別冊1第5-1）。

この在留邦人に関するニーズ分析は、顧問弁護士を活用することの少ない中小の日本企業（事業者を含む）においても同様に当てはまると思われる。中小企業においては顧問弁護士等の法務サービスに費用をかける財的余裕に乏しいうえ、ラオス人と共同してビジネスを遂行するケースが多いことから、当該ラオス人を通じて問題を処理することが多く（別冊1第3-5など参照）、日本法弁護士の活用はあまりされてこなかったが、潜在的なニーズは存在する可能性がある。

以上の日本法弁護士に対するニーズを踏まえて、日本法弁護士が現地に駐在してリーガルサービスを提供する方法については、前述した外国弁護士規制を踏まえると、(1)日本法弁護士が又は日系法律事務所がラオスに外国法律事務所の支店を設立しラオス法弁護士を採用すること、(2)日本法弁護士が現地法律事務所に駐在してラオス法弁護士と協働すること、(3)無料法律相談の機会を用意してラオス法弁護士と協働すること、の3つが考えられる。(1)から(3)にしたがってコストがかからないと思われるが、現在把握できるニーズや前述の障害（第4章第2）を踏まえると、直ちに(1)や(2)を実現させることは難しいと思われる。したがって、在留邦人や中小規模の日本企業に対して無料法律相談の機会を継続的に用意することで、リーガルサービスのニーズを喚起しながら法的な透明性を確保する形で問題解決を図ることが望ましいように思われる。

第5 試行方策の実施に向けて（試行方策の内容及び企画の理由）

以上の法的支援の実施可能性を踏まえ、本調査の目的として含まれる、在留邦人、日本企業のそれぞれについて方策を試行すること及び現地日本大使館やJETROなどとの連携を構築することの2点を考慮し、本調査の枠組みから実施可能なものとして、以下2つの試行方策を実施することとした。

- ① ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー
- ② ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談

1 ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナー

前述第4の3のとおり、ラオス法令の成立、改正等に関する情報提供については、日本企業に対する支援ニーズが高く、妥当性、インパクト等が認められる。中でも、日本人商工会議所と連携してこれを実施することで、多くの日本企業にアクセスできる。外国弁護士規制との関係でも、日本法弁護士が、ラオス法弁護士と協力することなく単独でラオス法セミナーを実施することは、問題にならない（法文からは問題にならないように読めるし、運用上も問題とならない可能性が高い。別冊1第7-1参照）。そこで、ラオス日本人商工会議所のご協力を得て、日本企業向け法律セミナー（ウェブ形式）を実施することとした。

2 ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談

試行方策①として日本企業向けの情報提供を実施することとしたため、在留邦人向けの試行として、日本法弁護士に対するニーズに関する意見聴取を兼ねる形で個別相談会を実施することとした。在留邦人に対して法律セミナーを実施しても関心を引かず参加を望まないであろうと考え、個別にサービスを提供する形（前述第5の4参照）として無料の法律相談会が良いであろうと考えた。

前述第4の4で検討したとおり、顧問弁護士等を活用しながら事業を営む比較的大規模の日本企業においては、（日系に限らず）弁護士や法律事務所によるリーガルサービスを利用している一方、在留邦人、特に企業の駐在員ではない者においては、法律家を活用す

るという選択肢が、その発想としても、（日本法弁護士不在やラオス法弁護士の僅少により）現実的にもなかったものと思われ、日本法弁護士に対するニーズがあるか否か定かではなかった。

そこで、試行方策の実施を通じて、ラオスにおける在留邦人（特に在ラオス期間が長い者）における日本法弁護士のリーガルサービスに対するニーズの有無及び程度を更に深掘りして調査するとともに、法律相談を受ける形とすることで、かかるニーズが喚起され、法律家のサポートの下、透明性のある形で問題を解決するという契機にもなり得るものと考え、在留邦人向け法律相談という形にて実施することとした。

第6 試行方策①（日本企業向けセミナー）の実施

調査実施者は、以上第5までの検討を踏まえて、①ラオス日本人商工会議所協力による日本企業向け法律セミナーを実施した。

1 実施の状況

調査実施者は、2023年6月19日、ラオス日本人商工会議所の定例会において、法律セミナーをウェブにて実施した。約50分の講演のあとに約15分の質疑応答を行った。前述のとおり、商工会議所会員企業向けの法律セミナーは定期的に行われていたところ、商工会議所より、異なる角度からの多様なセミナーを実施していきたいという要望があり、日本法弁護士が実施するセミナーのニーズが認められた。商工会議所の定例会という枠組みで実施したため、調査実施者においてセミナーの集客のための広報等は一切しなかった。

法律セミナーのテーマは、商工会議所事務局と相談したうえ、「ラオスにおける贈賄／人権問題に対する危機管理」とした。企業法改正について知りたい旨の個別の要望があり、また、企業法や労働法に関連する実務対応についてニーズが高いであろうことは認識していたが（別冊1第3-1など）、本調査に着手した直後であったため、法令に関する情報や実務上の問題点について整理できていなかったこと、多くの日本企業駐在員は数年単位で入れ替わるため、基本的な情報について繰り返し情報提供することは有用であると指摘されていることから（別冊1第2-2）、ラオスを含む東南アジアにおいてビジネスを実施するにあたって問題になる可能性が高い、汚職問題と人権問題の2つを選択した（実務においても賄賂の要求が頻繁になされることについて、第3章、別冊2参照）。

2 実施の結果

セミナー参加者数は、現地会場での参加者が39名、オンラインでの参加が26名、合計65名であった。商工会議所事務局のメーリングリストによる定例会の通知のみで、過半数の商工会議所会員企業が参加したこととなる。質疑応答においては、ラオスで事業を実施する上でのリスク管理について、2023年施行の企業法改正で現地法人が特に注意

すべき点、贈賄事例において実際にラオスにて罰則を課せられた事例などについて質問があった。

セミナーに伴い、次回以降のセミナー等試行方策の参考とするため、以下のアンケート（質問数4問）を実施し、回答を得た。

- ① 商工会議所定例会（2023年6月19日）の法律セミナー（弁護士入江克典による発表）に関する感想をお聞かせください。

回答	回答数
とても有益だった。	3
それなりに有益だった。	6
あまり有益ではなかった。	0
有益ではなかった。	0

- ② とても有益だった、それなりに有益だったと回答された方にお尋ねします。その理由を御教示ください（複数回答可）。

回答	回答数
汚職に関する問題はラオスにおいて重要性が高いから	8
人権に対する配慮の問題はラオスにおいて重要性が高いから。	2
問題点の概要を理解するのに、時間的にも内容的にも十分であった	1
その他（自由にご記載ください）	1 ¹⁰⁴

- ③ あまり有益ではなかった、有益ではなかったと回答された方にお尋ねします。その理由を御教示ください（複数回答可）。

回答	回答数
汚職や人権というテーマにあまり関心が持てなかった。	0
テーマは良いが、時間が短く、具体的な話が聞けなかった。	0
企業経営に直結する法律をテーマに選んでほしい。	0
その他（自由にご記載ください）	0

¹⁰⁴ その他の回答：日本の不正競争防止法に抵触する認識を持ってました。

- ④ その他、今回のセミナーに対する感想、今後のセミナーに対する要望、取り上げてほしいテーマなどがありましたら、自由にご記載ください。

回答
日系企業がややともすると見落とす諸課題につきタイムリーに情報提供いただくことを期待します。
ラオスにおける立法手順に興味があります。各省庁、法務省、国会がどのような手順で法を作成するのか知りたいと考えております。
実務面でどのように対処するのが良いか、ユースケースなどを詳しく知りたいと感じました。
初めて Facilitation Payment の認識ができたこと
ラオス固有の労働者に関する問題とその対応
実務家として対処の具体例等を挙げて頂けると対応の確度の向上につながります。判例等にアクセス可能であればそれらの情報等を入れて頂けると助かります。
今回タイから参加させて頂きました。汚職・処罰に関し具体例をもう少しお聞かせ頂きたかったです。
非常に勉強、有用な機会となり感謝申し上げます。汚職、人権、及び、ラオス労働法に於ける具体的事例などを列举、且つ、その解決、或いは、議論のポイントなど纏まったものがあれば、尚、有用になるかと存じます。
ラオスではあまり耳にしません、近隣国では労働争議問題があると聞いています。諸国の状況や事例、ラオスの状況や事例など勉強させていただけるとありがたいです。

3 試行方策を実施しての提言

以上セミナーに際してのアンケート、日本企業からのアンケート結果（第3章第1、別冊2第1の14か19など）、日本企業からのインタビュー結果（別冊1第3）などからも明らかとなり、ラオスの日本企業は、法令（特に下位法令）に対するアクセス制限、訳文の不足、一般的に駐在員が数年おきに交替していく事情などから、法令に関する基本的な情報に対するニーズを有している。さらにいえば、ラオスで問題となった具体的な事例やビジネスの現場ですぐに活用できる情報が特に求められており、ラオス法実務に精通していることが重要である。裁判例がなく、政府の法運用も確立していない中で、現時点に

において最も実務に精通し、日本企業関係者から信頼を得ているのは、知見が蓄積した大使館やJETROといった公的機関である（別冊第2第1の25から27など）。日本法弁護士が、今後、その役割の一部を担っていくのであれば、実務において有用な法情報を提供できるよう、ラオス法実務への継続的な関与によりその知見を蓄積することが必要である。以上のとおり、基本的な情報から実務で有用な知見に至るまで、日本企業向けのセミナーを通して法情報を提供していくこと（ラオス法のみならず、本セミナーのように国際的な法規制なども含めて）は有効である。

第7 試行方策②（在留邦人向け法律相談）の実施

調査実施者は、以上第5までの検討を踏まえて、②ラオス日本大使館協力による在留邦人向け法律相談を実施した。

1 実施の状況

調査実施者は、在ラオス日本国大使館との間で、日本企業及び在留邦人のラオスにおける法的支援のニーズと試行方策の協力に関して協議を行い（別冊1第5-1）、その後、メールでの協議を経て、2023年11月13日、大使館の会場において、以下の枠組みで行うこととした。

- ア 開催の広報により、事前に最大5件の協力者（相談希望者）を募る。
- イ 決定した協力者に対し、事前にアンケート（別冊1第1-1）を送付する。
- ウ 面談では、アンケートを深掘りする形で、実際にラオスで日本人において生じている（又は自身に生じた）法的問題、現時点で可能な対応、紛争解決、日本人の弁護士（日系法律事務所）に対するニーズ、どのような取組みがあれば良いか（例えば、無料法律相談）などについて、広く聴取する。
- エ 個別の法律相談の対応は以下のとおりとした。その場で解決を提案するものではなく、ラオス法弁護士を介して回答を交付するという形をとる（この点は上記アの広報の段階で伝えておく）。外国弁護士規制を考慮し、ラオス法弁護士との協働を企図した一方、大使館においてラオス法弁護士とともに相談を行うことが困難であったためである。
 - i 調査実施者（日本法弁護士）のみによる面談、事案の聴取
 - ii 調査実施者による事案の整理、法的問題点の抽出、回答の方向性の整理、対応に相応しいラオス法弁護士の選択
 - iii 調査実施者とラオス法弁護士との議論、回答の完成
 - iv 利用者に対する回答の交付（メールその他本人の希望に従う）。iの聴取から数日、長くても1週間以内に実施する。

相談会の広報について、大使館との協議の結果、大使館からの協力は調査実施者が作成したFacebookの「イベント」を大使館の公式Facebookにてシェアすることのみとした。そのほか、調査実施者が、ラオス日本人会のメーリングリストに投稿を依頼するとともに、日本人

商工会議所のメーリングリストに投稿した。Facebook によるイベント及び大使館の広報は以下のとおりである

（Facebook による「イベント」 [2023 年 10 月 26 日付投稿] ）

日本の法務省が実施するラオス調査研究を担当している弁護士の入江克典と申します。このたび、ラオス在住の日本人の皆さまを対象に、在ラオス日本国大使館の会場をお借りし、日本人弁護士のニーズに関する個別の意見聴取会・法律相談会を開催することとなりました。

〔概要〕

- 日時：2023 年 11 月 13 日（月）10 時から 17 時のうち 1 時間の枠
- 場所：在ラオス日本国大使館多目的ホール
- 方法：お一人ずつ指定の時間で、対面で実施

〔意見聴取について〕

ラオスにおいて日本人によく生じている法律問題や、現時点で可能な対応、紛争解決、日本人の弁護士に対するニーズ、どのような取組みがあれば良いか（例えば、無料法律相談）などについてお伺いできればと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔法律相談について〕

もし法律相談をしたいとのご要望があった場合は対応いたします（無料です）。もっとも、その場でご相談に対する回答を提供するものではなく、後日、ラオス弁護士と協議した結果をメールにて提供するという形をとります。

ご参加をご希望の方は、11 月 6 日（月）までに、以下のフォームよりお申込みください。（調査実施者注：連絡用に作成したアンケートフォームの URL が記載）

なお、このイベントは、法務省調査の一環として実施するものであり、外務省及び在ラオス日本国大使館の事業ではございません。

どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 入江克典

（大使館による Facebook での投稿 [2023 年 10 月 26 日付] ¹⁰⁵）

【日本人弁護士のニーズに関する意見聴取会・法律相談会の御案内】

¹⁰⁵ 在ラオス日本国大使館作成。試行方策の実施予定日までに、大使館の投稿には 22 件の「いいね」が付けられていたが、そのほとんどがラオス人によるもので、日本人によるものは僅かであった。

日本法務省の調査の一環で、ラオスにおける日本人弁護士のニーズに関する個別の意見聴取会・法律相談会を11月13日（月）在ラオス日本大使館多目的ホールで開催することとなりました。

ご参加をご希望の方は、こちらのリンク（調査実施者注：イベントのURLが記載）にて詳細をご確認ください。

（※本イベントの開催場所は在ラオス日本大使館ですが、当館が実施する事業ではございません。）

2 実施の結果

実施日までに面談を希望する在留邦人はおらず、相談会は開催されなかった。

3 試行方策を実施しての提言

在留邦人に対するリーガルサービス提供のニーズは慎重に見極める必要がある。日本企業からのアンケート結果から（別冊2第2の10など）、駐在員は、所属する組織の顧問弁護士やラオス人スタッフなどを通じて法的問題を解決することがほとんどであり、個別に相談に来る可能性は極めて低い。そのため、ラオスに永住している邦人を主な対象として開催していくことになるだろうが、その対象はかなり少ない。第3章第2のとおり、現在、50余名であり、かつラオス全土でこの人数であってビエンチャンに相談に来られない者も多いと思われる。広報手段としても、今回活用した大使館のFacebookか日本人会のメーリングリスト程度しかなく、在留邦人への法律相談会の周知には困難さが伴う。

もっとも、方法を改善しながら継続して開催していくことで、法律相談会の開催が認知され、活用されていく可能性はある。大使館での開催ではなく、街中の民間施設（ホテルなど）でアクセスが容易な場所での開催にしたり、ラオス人弁護士を臨席させ即時に回答できる体制を整えたり（今回、大使館での実施としたため、ラオス人弁護士の臨席はできない状況であった）、どのような相談が可能であるのか具体例を明示して垣根を低くしたり、といった工夫をする中で、ニーズを掘り起こしていける余地はある（別紙1第5-3）。ラオス法弁護士の専門性を有効に活用するため、日本法弁護士が同席しコミュニケーションを円滑にしながら、法的問題点を整理し、実務的解決を促進していくことで意義あるリーガルサービスを提供できる可能性がある。また、法律相談会の継続的な開催という観点からは、すでに広くニーズがあるであろう中小企業の経営者の法律相談も合わせて実施すると良いと思われる。

以上